

Q7

ワクチン接種の対象者を教えてください。

A

65歳以上の高齢者及び60～65歳未満で特定疾患の方に対しては、予防接種法に基づく定期接種（二類疾病）として接種が可能です。平成17年（2005）6月の厚生労働省健康局長通知により、予防接種でインフルエンザワクチン接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者ならびに過去に免疫不全の診断がされている者は予防接種法に基づく二類疾病としてのインフルエンザワクチンは接種不相当者に変更となる改正がなされましたが、その後過去に免疫不全の診断がされている者はその対象から除外され、定期予防接種として受けることができるようになりました。また、基礎疾患を有する方〔気管支喘息等の呼吸器疾患、慢性心不全、先天性心疾患等の循環器疾患、糖尿病、腎不全、免疫不全症の方〕などはインフルエンザに罹患すると重症化のおそれがあるのでワクチンによる予防が望ましいと考えられます。このような人々がインフルエンザに罹らないようにするため、同居やお世話をしている方、医療従事者にもワクチン接種は勧められます。

その他、インフルエンザの罹患あるいは重症化をあらかじめ防ごうとする方々全員が対象となりますが、法律で定められた二類の対象となる方以外は任意接種となります。